

狭山市入曽地区中学校統廃合検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 中学校の規模と配置の適正化に向けて、入曽地区における中学校の統廃合について検討するため、狭山市入曽地区中学校統廃合検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討協議会は、次に掲げる事項について検討協議し、教育委員会に提言する。

- (1) 入曽地区の中学校の統廃合計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、学校統廃合に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討協議会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 生徒の保護者の代表者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 青少年関係団体の代表者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 学校関係者の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条第1号の入曽地区の中学校の統廃合計画が策定されるまでの間とする。ただし、任期中の委員の変更を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 検討協議会に、会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、検討協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議)

第6条 検討協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、公開を原則とする。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

(傍聴)

第7条 検討協議会の傍聴に関しては、狭山市教育委員会傍聴規則を準用する。

(部会)

第8条 検討協議会は、第2条に規定する所掌事項の一部を専門的に検討するために、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び別に教育委員会が委嘱する者をもって組織する。

(準用)

第9条 第4条から第7条までの規定は、部会に準用する。

(庶務)

第10条 検討協議会の庶務は、生涯学習部教育総務課及び入曽地区センターにおいて処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、会長が検討協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年12月22日から施行する。